

(後期高齢者医療加入者で窓口負担割合が2割の方へのお知らせ) 当院・施設窓口における窓口負担割合引き上げ に伴う配慮措置について

- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、75歳以上の方等※₁で2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**1か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。**
- ◆ 当院・施設窓口における医療費のお支払いについては、**1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額**は、ご加入の後期高齢者医療広域連合から、**全額、後日高額療養費として払い戻されます。**※₂

※₁ 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※₂ 同一の月に複数回受診したことにより1か月全体での負担増が3,000円を超えた場合も、配慮措置の対象となり、1か月全体での負担増を3,000円までに抑えるための差額がまとめて払い戻されます。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：当院における1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③ - ④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増が
3,000円までに抑えられます。

- ・ 払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合には、ご自宅等に申請書が郵送されますので、口座の登録をお願いします（既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません）。4か月後を目処に、登録されている口座へ払い戻されます。
- ・ また、電話や職員訪問による口座情報登録をお願いすることは絶対にありません。同じく、キャッシュカードや口座通帳を預かったり、ATMの操作をお願いしたりすることも絶対にありません。医療費の還付を装った詐欺などには十分注意してください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）